

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- 1 計画の種類  新築  
 （該当する□にレを記入） （用途  工場等のみ  工場等のみの場合以外）  
 増築又は改築  
 （用途  工場等のみ  工場等のみの場合以外）  
 他の建築物  
 （用途  工場等のみ  工場等のみの場合以外）
- 2 計画の評価方法  モデル建物法  標準入力法等  
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

| 計画の種類<br>（計画の該当する□にレを記入）          |                         | 非住宅部分の用途         |                     |
|-----------------------------------|-------------------------|------------------|---------------------|
|                                   |                         | 工場等のみの場合         | 工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合 |
| <input type="checkbox"/> 新築の場合    | 対象床面積<br>m <sup>2</sup> | 別表第2 118(1)<br>円 | 別表第2 118(2)<br>円    |
| <input type="checkbox"/> 増築・改築の場合 | 対象床面積<br>m <sup>2</sup> | 別表第2 118(1)<br>円 | 別表第2 118(2)<br>円    |
| <input type="checkbox"/> 他の建築物の場合 | 対象床面積<br>m <sup>2</sup> | 別表第2 118(1)<br>円 | 別表第2 118(1)<br>円    |

手数料額 \_\_\_\_\_ 円

（注意）

- 「別表」とは、三鷹市手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。